

那珂市公告第 1 1 0 号

那珂市公有財産（物品及び不動産）売却一般競争入札に関する公告

那珂市公有財産（物品及び不動産）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年 1 月 1 4 日

那珂市長 先崎



1 公有財産

物件 番号	物件名	数量	規格等	予定価格	入札 保証金
自動車 1	ダイハツ ミラ	1	KSI 官公庁オークションページのとおりに	10,000 円	1,000 円
自動車 2	三菱 ミニカ	1	KSI 官公庁オークションページのとおりに	10,000 円	1,000 円
自動車 3	スバル ステラ	1	KSI 官公庁オークションページのとおりに	10,000 円	1,000 円
物品 1	消防用ホース	1 8	KSI 官公庁オークションページのとおりに	18,000 円	1,800 円

2 違約金の支払

前項の公有財産を買い受けた者は、那珂市公有財産売却一般競争入札実施要項第 15 条の規定に違反したときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払わなければならない。

3 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する市の職員
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる方
- (3) 日本語を完全に理解できない方
- (4) 本公告、誓約書、ガイドラインなどに関連する規約の内容を承諾せず、

遵守できない方

- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

4 那珂市インターネット公有財産売却ガイドライン及び契約条項を示す場所並びに入札場所

- (1) 那珂市インターネット公有財産売却ガイドライン及び契約条項を示す場所

那珂市ホームページ上において公開する。

<https://www.city.naka.lg.jp>

- (2) 入札場所

紀尾井町戦略研究株式会社が提供する官公庁オークションを利用した電子入札

5 入札参加受付の期間及び提出書類の一覧

- (1) 入札参加受付の期間

令和 8 年 1 月 14 日 (水) 午後 1 時から

令和 8 年 2 月 3 日 (火) 午後 2 時まで

ただし、上記期間中にインターネットを利用した仮申込を行った後、下記の必要書類の提出及び入札保証金を納付ください。那珂市が書類の提出及び納付を確認した後に申込受付を行います。

必要書類の提出及び入札保証金の納付は、入札開始日の 3 開庁日前までに那珂市が確認できるようおこなってください。

インターネットによる申込だけでは入札参加受付とはなりませんのでご注意ください。

- (2) 提出書類の一覧

公有財産売却一般競争入札参加申込書

本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証・保険証・パスポート等）の写し（法人にあたっては発行後 3 か月以内の商業登記簿謄本の原本もしくは写し）

6 入札及び開札の日時又は期間

- (1) 入札

令和 8 年 2 月 17 日 (火) 午後 1 時から

令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 1 時まで

- (2) 開札

入札締切後、直ちに開札する。

7 入札の無効

第 3 項に規定する入札に参加することができない者のした入札及び次に掲げる入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 那珂市公有財産売却一般競争入札実施要項第5条に規定する書類が指定の日時までに到達しない場合
- (3) 指定する期日までに入札保証金を納付しない場合
- (4) 金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合
- (5) 他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をした場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、那珂市インターネット公有財産売却ガイドラインに違反した場合

8 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高の価格での入札者とする。

9 入札保証金

入札者は、予定価格の100分の10以上の入札保証金（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を市長の指定する期日までに納付すること。

なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

10 契約保証金

落札者は、売買契約に当たり契約保証金として予定価格の100分の10以上（入札保証金を含む。）の金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を納付する。

11 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が市の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、市に帰属するものとする。

12 契約の締結及び売買代金の支払方法

落札者は、市の定めた公有財産売買契約書により契約を締結し、売買代金を市が発行する納入通知書等により、市の指定する期日までに市指定金融機関に納入するものとする。

13 下見会日時及び場所

物品の現物は、随時下見が可能（平日9：00～17：00）です。この場合は事前にご連絡ください。